



第188回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症への対応について

- ・感染拡大防止のため、書面またはインターネットによる議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえマスク着用などの感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

開催場所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー6階
ステーションコンファレンス東京605号会議室
（「第188回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議 案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

目 次

第188回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
（添付書類）	
事業報告	19
連結計算書類	41
計算書類	45
監査報告	48

株主各位

証券コード 5351
2022年6月8日

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

品川リフラクトリーズ株式会社

代表取締役社長 **藤原 弘之**

第188回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第188回定時株主総会を下記の通り開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら2022年6月28日午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー6階
ステーションコンファレンス東京605号会議室
（「第188回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項** (1) 第188期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第188期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 株主総会に出席いただく場合

株主総会開催日時：2022年6月29日（水曜日）午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(2) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日午後5時30分までに当社に到着するようご返送ください。

(3) インターネットによる議決権行使の場合

4頁に記載しております【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2022年6月28日午後5時30分までにご行使ください。

以上

本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類及び計算書類の注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinagawa.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知記載のもののほか、この連結計算書類及び計算書類の注記も含まれております。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinagawa.co.jp/>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の致 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

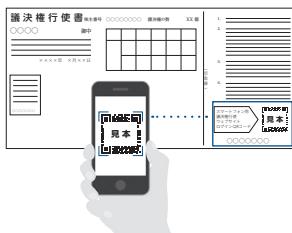
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

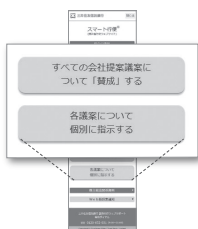
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

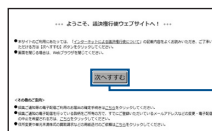
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

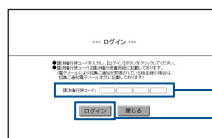
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

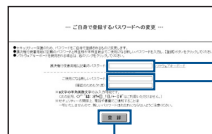
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

※ パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社の利益配分の基本的な考え方は、株主への安定した配当を確保しつつ将来に増配を心がけ、併せて企業体質の強化のため内部留保の充実を図ることです。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業環境等を総合的に勘案し、1株につき95円といたしたいと存じます。

なお、当期は中間配当金として95円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき190円となります。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき95円といたしたく存じます。
この場合の配当総額は、888,348,515円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたしたく存じます。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>


現 行 定 款	変 更 案
<p>附則</p> <p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じ。）5名全員の任期が満了いたします。つきましては、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役6名の選任をお願いいたします。


なお、本議案に関しまして、監査等委員会は各取締役候補者を取締役に選任することが相当であると判断しております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	 <small>ふじ たら ひろ ゆき</small> 藤原弘之 (1960年9月13日) 再任	1983年4月 川崎製鉄(株)入社 2010年4月 JFEスチール(株)労政人事部長 2012年4月 同社総務部長 2014年4月 同社東日本製鉄所副所長 2016年4月 同社常務執行役員 2018年4月 JFEホールディングス(株)常務執行役員 2019年4月 同社専務執行役員 2021年4月 当社顧問 2021年6月 当社代表取締役社長（現任）	1,293株
【取締役候補者とした理由】 藤原弘之氏は、JFEスチール(株)及びJFEホールディングス(株)での執行役員の経験を経て、2021年4月に当社へ移籍し、同年6月より代表取締役社長を務めております。鉄鋼業界における長い経験と経営者としての豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	 <p data-bbox="250 560 467 632">かね しげ とし ひこ 金 重 利 彦 (1956年10月14日)</p> <p data-bbox="323 641 394 674">再任</p>	<p>1982年 4 月 当社入社</p> <p>2001年 4 月 当社岡山工場日生製造部製造室長</p> <p>2002年12月 当社湯本工場鹿島製造室長</p> <p>2004年 4 月 当社湯本工場長</p> <p>2009年 4 月 当社岡山工場副工場長兼製造部長</p> <p>2010年 6 月 当社執行役員岡山工場長兼製造部長</p> <p>2013年 6 月 当社取締役常務執行役員</p> <p>2016年 4 月 当社取締役常務執行役員第1営業部、第3営業部、第4営業部担当</p> <p>2018年 4 月 当社取締役専務執行役員営業部門統括兼第3、第4営業部担当</p> <p>2020年 4 月 当社取締役専務執行役員営業部門統括兼海外事業本部、第3、第4営業部担当</p> <p>2020年 6 月 当社取締役専務執行役員営業部門担当兼国内営業本部長</p> <p>2022年 4 月 当社取締役専務執行役員営業部門統括兼国内営業本部長（現任）</p>	4,849株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>金重利彦氏は、当社において長年にわたり技術開発部門・製造部門・営業部門業務に携わり、2010年6月より執行役員、加えて2013年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	 <p data-bbox="217 591 436 662"> <small>くろせよし かず</small> 黒瀬芳和 (1958年11月29日) </p> <p data-bbox="293 671 362 704">再任</p>	<p>1983年4月 川崎製鉄(株)入社</p> <p>2007年4月 JFEスチール(株)東日本製鉄所(京浜地区)製鋼部長</p> <p>2010年4月 同社スラグ事業推進部長</p> <p>2013年4月 当社築炉事業部長付</p> <p>2013年6月 当社執行役員築炉事業部長</p> <p>2014年4月 当社執行役員第1営業部長</p> <p>2015年4月 当社常務執行役員第1営業部長</p> <p>2016年4月 当社常務執行役員築炉事業部、エンジニアリング部担当</p> <p>2016年6月 当社取締役常務執行役員築炉事業部、エンジニアリング部担当</p> <p>2019年4月 当社取締役常務執行役員エンジニアリング事業部担当</p> <p>2021年6月 当社取締役常務執行役員エンジニアリング事業部、安全衛生部担当</p> <p>2022年4月 当社取締役常務執行役員エンジニアリング事業部統括、安全衛生部担当(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>2018年4月 品川ロコー(株)代表取締役社長</p>	3,521株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>黒瀬芳和氏は、JFEスチール(株)でのスラグ事業推進部長等の経験を経て、2013年4月に当社へ移籍しております。2013年6月より執行役員を務め、これまで築炉部門・営業部門業務に携わっており、また2016年6月からは取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	 <p>いち かわ はじめ 市 川 一 (1958年11月19日)</p> <p>新任</p>	<p>1982年 4 月 当社入社 1997年 4 月 当社経理部経理室長兼同部岡山経理室長 2002年 3 月 シナガワ サーマル セラミックス Pty.Ltd. (現 シナガワ リフラクトリーズ オーストラ レイシア Pty.Ltd.) 出向 2012年 4 月 当社経営企画部長兼内部監査室長 2013年 6 月 当社執行役員経営企画部長兼内部監査室長 2014年 4 月 当社執行役員経理部長 2015年 4 月 当社常務執行役員経理部長 2016年 6 月 当社取締役 (常勤監査等委員) (現任)</p>	2,789株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>市川 一氏は、当社において長年にわたり経理部門・経営企画部門・内部監査部門業務に携わり、2013年6月より執行役員、2016年6月より取締役 (常勤監査等委員) を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	 <p data-bbox="219 574 438 650">おがたまさのり 小形昌徳 (1962年9月18日)</p> <p data-bbox="294 657 362 687">再任</p>	<p>1990年4月 当社入社</p> <p>1998年4月 当社技術研究所耐火物研究部第4研究室長</p> <p>2005年5月 大石橋市品川栄源連鑄耐火材料有限公司出向</p> <p>2009年10月 当社技術研究所第1研究グループマネージャー</p> <p>2013年6月 当社技術研究所長兼技術部長</p> <p>2016年4月 当社執行役員東日本工場長兼湯本製造部長</p> <p>2018年4月 当社常務執行役員技術研究所、技術部担当</p> <p>2018年6月 当社取締役常務執行役員技術研究所、技術部担当</p> <p>2019年4月 当社取締役常務執行役員技術研究所担当</p> <p>2020年6月 当社常務執行役員技術研究所担当</p> <p>2021年4月 当社常務執行役員技術研究所、技術部担当</p> <p>2021年6月 当社取締役常務執行役員生産部門、技術研究所、技術部担当</p> <p>2022年4月 当社取締役常務執行役員生産部門・技術研究所統括、品質保証部・設備管理部・技術部担当（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>2018年4月 品川ファインセラミックス㈱代表取締役社長</p>	2,643株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>小形昌徳氏は、当社において長年にわたり技術開発部門・製造部門業務に携わり、2016年4月より執行役員、また2018年6月から2020年6月及び2021年6月より取締役に務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	 やま ひら けい こ 山 平 恵 子 (1960年11月30日) <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1983年 4月 クボタハウス株式会社（現 サンヨーホームズ株式会社）入社 2010年 4月 サンヨーホームズ株式会社執行役員 2011年 6月 同社取締役常務執行役員 2012年 6月 サンヨーリフォーム株式会社取締役（兼任） 2013年 6月 サンヨーホームズ株式会社取締役専務執行役員 サンアドバンス株式会社取締役（兼任） サンヨーホームズコミュニティ株式会社取締役（兼任） 2015年 6月 サンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員 2017年 4月 サンヨーホームズコミュニティ株式会社代表取締役会長 2019年 6月 上新電機株式会社社外取締役（現任） フジテック株式会社社外取締役（2022年6月退任予定） 2021年 6月 株式会社タカラレーベン社外取締役（現任）	ー株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山平恵子氏はサンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員を務められた後、上新電機株式会社等で社外取締役に就任されています。経営者として企業経営、マーケティング、販売戦略等について豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 当社は品川口コー(株)及び品川ファインセラミックス(株)との間に資本関係、従業員派遣、運転資金援助及び耐火物製品、築炉工事等の取引があります。
2. 以上の他、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山平恵子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は金融商品取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 山平恵子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を被保険者としております。各取締役候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。


監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名全員の任期が満了いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	 <p>やま した ひろ ふみ 山 下 寛 文 (1960年1月10日)</p> <p>新任</p>	<p>1982年4月 日本鋼管(株)入社 2008年4月 JFEスチール(株)第2 関連企業部長 2011年4月 同社西日本製鉄所副所長 2014年4月 当社執行役員経営企画部、海外事業部、海外営業部、海外関係会社担当、経営企画部長 2015年4月 当社常務執行役員経営企画部、中国・アジア事業部、欧米・豪州事業部、海外関係会社担当、経営企画部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部、中国・アジア事業部、欧米・豪州事業部、海外関係会社担当、経営企画部長 2018年4月 当社取締役常務執行役員経営企画部、中国・アジア事業部、欧米・豪州事業部、海外関係会社担当 2019年6月 当社取締役常務執行役員情報システム部、経営企画部、中国・アジア事業部、欧米・豪州事業部、海外関係会社担当 2020年4月 当社取締役常務執行役員情報システム部、経営企画部、国内関係会社担当 2020年6月 当社常務執行役員情報システム部、経営企画部、国内関係会社担当 2021年6月 当社取締役常務執行役員管理部門、情報システム部、経営企画部、国内関係会社担当 2022年4月 当社取締役常務執行役員管理部門・経営企画部・サステナビリティ推進室統括、情報システム部・国内関係会社担当 (現任)</p>	2,443株
<p>【取締役候補者とした理由】 山下寛文氏は、JFEスチール(株)での西日本製鉄所副所長等の経験を経て、2014年4月に当社に移籍しております。同年同月より執行役員を務め、これまで経営企画部門及び海外・国内関係部門業務に携わっており、また2016年6月から2020年6月及び2021年6月より取締役を務めております。その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより監査・監督機能が一層強化されると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	 <p>とよ いずみ かん た ろう 豊 泉 貫 太 郎 (1945年10月17日)</p> <p>再任</p>	<p>1970年4月 弁護士登録 2004年3月 当社仮監査役 2004年4月 慶應義塾大学法科大学院教授 2004年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 2004年7月 日本生命保険相互会社社外監査役（現任） 2016年6月 三愛石油株式会社（現 三愛オブリ株式会社）社外監査役（現任）</p>	<p>一株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>豊泉貫太郎氏は弁護士として会社法はもとより企業法務全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、2004年3月より当社社外監査役、2016年6月より当社社外取締役（監査等委員）として取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について適宜発言いただいております。こうした経歴から経営全般に対する監視・監督を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	 <p>佐藤正典 (1947年7月28日)</p> <p>再任</p>	<p>1970年4月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社</p> <p>1973年3月 公認会計士登録</p> <p>2004年5月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）理事長</p> <p>2010年6月 同法人退任</p> <p>2010年10月 佐藤会計事務所開設</p> <p>2011年6月 当社社外監査役</p> <p>2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況）</p> <p>2016年2月 丸善雄松堂株式会社社外監査役（現任）</p>	<p>一株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>佐藤正典氏は公認会計士・税理士として企業会計全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、2011年6月より当社社外監査役、2016年6月より当社社外取締役（監査等委員）として取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について適宜発言いただいております。こうした経歴から経営全般に対する監視・監督を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	 <p data-bbox="250 447 467 518">なか しま しげる 中 島 茂 (1949年12月27日)</p> <p data-bbox="323 530 394 556">再任</p>	<p data-bbox="492 198 1075 511">1979年4月 弁護士登録 1983年4月 中島経営法律事務所設立 2003年6月 株式会社リクルート社外監査役 2004年6月 三菱商事株式会社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 2000年12月 日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役（現任）</p>	一株
<p data-bbox="258 576 878 601">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p data-bbox="250 610 1386 742">中島 茂氏は弁護士として会社法はもとより企業法務全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、2015年6月より当社社外取締役、2016年6月より当社社外取締役（監査等委員）として取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について適宜発言いただいております。こうした経歴から経営全般に対する監視・監督を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> <p data-bbox="250 751 1386 814">なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 豊泉貫太郎、佐藤正典、中島茂の各氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、各氏は金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 当社は、豊泉貫太郎、佐藤正典、中島茂の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、山下寛文氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 豊泉貫太郎、佐藤正典、中島茂の各氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。各氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、各氏は、過去に当社の業務執行者でない役員であったことがあります。

以上

(ご参考) 取締役会の構成【2022年6月29日以降の予定】

取締役の保有するスキルは次の通りです。

		企業経営・経営戦略	調達	販売・マーケティング	製造・工 事・研究 開発	会計・フ ァイナン ス	組織・人 材マネジ メント	法務・リ スクマネ ジメント	グローバ ルビジネ ス	環境マネ ジメント
取締役 (除く) 監査等委員を	藤原 弘之	○	○				○	○	○	○
	金重 利彦	○	○	○	○				○	○
	黒瀬 芳和	○		○	○					○
	市川 一	○				○			○	
	小形 昌徳	○			○				○	○
	山平 恵子	○		○	○		○			
取締役 監査等委員である	山下 寛文	○				○	○		○	
	豊泉貫太郎							○		
	佐藤 正典					○				
	中島 茂							○		

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による不振から持ち直す動きが見られた一方で、変異株を主とした感染の継続に加え、ウクライナ情勢等の影響により一段と加速した資源価格・エネルギー価格の上昇と調達リスクの増大、長引く物流の混乱などによる先行き不透明な状況が続きました。日本経済につきましても、個人消費や企業の設備投資・生産活動に持ち直しの動きが見え始めましたが、株式市場の不安定化や急激な円安の進行など世界経済と同様に不透明感が続く状況で推移しました。耐火物業界の最大の需要先である鉄鋼業界におきましては、当期の国内粗鋼生産量は、鉄鋼需要の回復により、前年同期比15.5%増加し、9,564万トンとなりました。

このような状況の中、当社グループは第5次中期経営計画（2021年度～2023年度）の初年度にあたる2021年度において、今中期の主要課題である「不定形商品の更なる競争力強化」に向けた西日本地区の不定形耐火物製造拠点の集約に着手し新工場の建設を進めると共に、子会社・帝國窯業株式会社の吸収合併（効力発生日2022年4月1日）を行いました。2024年3月の新工場稼働に向け、着実に準備を進めてまいります。

また、近い将来におけるカーボンニュートラルの達成が全世界的な目標となるなか、CO₂排出量の削減等多くの環境課題への対応を背景とした事業環境の大変革期の到来が予想されております。

こうした事業環境の変化は企業にとって大きな経営リスクとなり得ますが、一方で環境変化に対応するリソースを整え、大胆な意思決定を迅速に行えるグループ経営体制を構築することにより、リスクを大きなビジネスチャンスに転換することが可能となります。

そのため、2022年3月31日をもってイソライト工業株式会社を完全子会社とし、耐火物と断熱材に関する両社の技術の融合及び人材や生産販売拠点の相互連携強化をこれまで以上に進め、カーボンニュートラルの実現等お客様の多様化するニーズへの対応と課題解決に貢献することで、ビジネスの拡大を図ってまいります。

当期の連結成績は、国内粗鋼生産量の増加に伴う耐火物販売数量の増加を主要因として、売上高1,107億84百万円（前年同期比10.8%増）、営業利益101億7百万円（前年同期比38.7%増）、経常利益107億16百万円（前年同期比30.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は53億8百万円（前年同期比151.1%増）となりました。

次にセグメントの概況をご報告申し上げます。

<耐火物及び関連製品>

耐火物及び関連製品事業につきましては、粗鋼生産量増加に伴う耐火物販売数量の増加等により、当期の売上高は849億1百万円と82億52百万円（10.8%）の増収となりました。

<エンジニアリング>

エンジニアリング事業につきましては、製鉄所構内工事の増加等により、当期の売上高は248億98百万円と33億92百万円（15.7%）の増収となりました。

<不動産>

不動産事業につきましては、一部物件の賃貸契約が終了したこと等により、当期の売上高は9億84百万円と8億30百万円（45.8%）の減収となりました。なお、レジャー等事業としてスーパー銭湯の経営を行っていましたが、2021年3月31日付で営業を終了したため、当期よりセグメント名称を「不動産・レジャー等」から「不動産」に変更しております。

セグメント	売上高(百万円)			
	前期 (2021年3月期)	構成比	当期 (2022年3月期)	構成比
耐火物及び関連製品	76,648	76.7%	84,901	76.6%
エンジニアリング	21,505	21.5	24,898	22.5
不動産	1,814	1.8	984	0.9
合計	99,969	100.0	110,784	100.0

(2) 設備投資の状況

当社グループが当期において実施いたしました設備投資の総額は、44億17百万円であります。

その主なものは次のとおりです。

当社	社員独身寮		7億34百万円
当社	西日本工場岡山製造部	3,000t油圧プレス	3億54百万円
当社	西日本工場赤穂製造部	不定形耐火物製造新ライン建屋整備	2億78百万円

(3) 対処すべき課題

2022年度の事業環境につきましては、ウクライナ情勢の影響など先行きは不透明な状況ではありますが、当社グループの主要なお客様である鉄鋼業界においては、高水準の生産が継続される見通しであります。

一方で、中国の電力規制等による電融耐火物原料の供給不足や、世界的なEV（Electric Vehicle）需要の拡大に伴うリチウム系原料の急騰など、当社グループの調達サイドにおいて大きな不確実性に直面しており、在庫確保の前倒し等によるリスク回避に努めております。

こうした状況下で当社グループが持続的な成長を遂げていくためには、研究・開発のスピードアップや徹底的なコストダウンによって競争力を高め、拡販を確実に進める必要があります。

第5次中期経営計画（2021年度～2023年度）の中間年にあたる2022年度においては、2021年度の取組みを継続・発展させつつ、次に掲げる主要課題に対して注力してまいります。

①国内における拡販と競争力強化

- 既存のお客様への拡販活動と、新規分野へのグループ連携による取組み強化
- 使用後耐火物のリサイクルによるコストダウン強化と環境負荷低減への貢献
- グループのリソースを生かした省エネ（断熱）技術の活用による拡販

②海外向け拡販の強化

- パートナーと連携した現地生産化の推進による競争力強化と拡販
- グループ内製品のコラボレーション（不定形耐火物とセラミックファイバー）によるお客様ニーズへの対応

③新規ビジネスの推進

将来の当社グループ全体の成長や経営の安定化を追求するための、耐火物・断熱材以外の新領域への展開を図ります。

なお、今般、2022年5月12日にインド及び南米における事業パートナーであるCompagnie de Saint-Gobain（サンゴバン社、本社：フランス・パリ）との間で、同社のブラジルにおける耐火物事業及びアメリカにおける耐摩耗性セラミックス事業に関する譲受契約を締結し、当社グループの米州向け事業拡大を加速することといたしました。世界の粗鋼生産量で、それぞれトップ10に入る北米・南米地区に生産拠点を置くことにより、鉄鋼業界をはじめとするお客様に対して、これまで以上に密着したサービス体制を構築し、販売拡大を図ってまいります。当社グループの連結業績に対しては、2023年度より寄与する見込みであります。

今後も引き続き、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分		第185期 (2019年3月期)	第186期 (2020年3月期)	第187期 (2021年3月期)	第188期 (2022年3月期) (当期)
売上高	(百万円)	119,067	118,973	99,969	110,784
経常利益	(百万円)	10,659	9,844	8,220	10,716
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	6,225	5,550	2,114	5,308
1株当たり当期純利益	(円)	666.68	594.37	226.29	567.82
純資産	(百万円)	62,385	66,714	70,333	63,239
総資産	(百万円)	111,227	110,247	110,205	119,710
1株当たり純資産額	(円)	5,825.89	6,211.92	6,492.30	6,434.59

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当期から適用しており、当期にかかる主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(5) 企業集団の主要な事業内容

セグメント	事業内容
耐火物及び関連製品	定形耐火物、不定形耐火物、モールドパウダー、焼石灰、化成品、耐火断熱れんが、セラミックファイバー及びファインセラミックス等の製造販売
エンジニアリング	高炉・転炉・焼却炉等の築炉工事、工業窯炉の設計・施工等
不動産	不動産賃貸等

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

本 社：東京都千代田区
営 業 所 ・ 事 業 所：鹿嶋市、千葉市、川崎市、大阪市、神戸市、加古川市、倉敷市、福山市
工 場：いわき市、鉾田市、赤穂市、備前市、倉敷市

② 重要な子会社

イ ソ ラ イ ト 工 業 株 式 会 社：大阪府、愛知県、石川県、千葉県
株 式 会 社 セ ラ テ ク ノ：兵庫県、岡山県
品 川 フ ァ イ ン セ ラ ミ ッ ク ス 株 式 会 社：岡山県、神奈川県
瀋 陽 品 川 冶 金 材 料 有 限 公 司：中国 遼寧省
シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.：オーストラリア ニューサウスウェールズ州
シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.：米国 オハイオ州
遼 寧 品 川 和 豊 冶 金 材 料 有 限 公 司：中国 遼寧省

(7) 企業集団の従業員の数

セグメント	従業員数	前期末比増減
耐火物及び関連製品	2,142名	1名減
エンジニアリング	614名	8名減
不動産	-名	12名減
全社（共通）	61名	2名増
合計	2,817名	19名減

(注) 当社の従業員数は1,159名（前期末比24名減少）であります。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	6,129百万円
株式会社中国銀行	4,209
株式会社三井住友銀行	4,065
株式会社みずほ銀行	3,307

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
イソライト工業株式会社	百万円 3,196	% 100.0	耐火断熱れんが・セラミックファイバーの製造・販売
株式会社セラテクノ	440	51.0	耐火物・焼石灰の製造・販売
品川ファインセラミックス株式会社	100	100.0	ファインセラミックスの製造・販売
瀋陽品川冶金材料有限公司	百万人民元 44	100.0	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売
シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty.Ltd.	百万豪ドル 22	100.0	耐火物の製造・販売
シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.	千米ドル 300	100.0	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売、 耐火物の販売
遼寧品川和豊冶金材料有限公司	百万人民元 28	66.7	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① イソライト工業株式会社の完全子会社化

当社は、当社の連結子会社であるイソライト工業株式会社（以下「対象者」という。）の完全子会社化を目的として、2021年12月23日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場している対象者の普通株式を金融商品取引法による公開買付け（以下「本公開買付け」という。）により取得することを決議いたしました。本公開買付けにつきましては、2022年2月17日をもって終了しております。

その後、当社は会社法第179条第1項の規定に基づき株式売渡請求を実施し、2022年3月31日付で対象者を完全子会社としております。

② 事業譲受に関する契約の締結

当社は、Compagnie de Saint-Gobainとの間で、同社のブラジルの耐火物事業および米国の耐摩耗性セラミックス事業を譲受けることで合意し、2022年5月12日開催の当社取締役会で、本事業譲受に関する契約を締結することを決議し、同日付で契約を締結いたしました。

内容の詳細につきましては、連結注記表の重要な後発事象に関する注記および個別注記表の重要な後発事象に関する注記をご参照ください。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 37,700,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,429,366株
- (3) 当事業年度末の株主数 5,102名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
J F E スチール株式会社	3,181	34.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	652	7.0
株式会社神戸製鋼所	352	3.8
三井住友信託銀行株式会社	326	3.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	216	2.3
富国生命保険相互会社	200	2.1
岡山エスエス会	183	2.0
株式会社みずほ銀行	170	1.8
株式会社三井住友銀行	150	1.6
品川リフラクトリーズ社員持株会	145	1.6

(注) 持株比率は自己株式（78千株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4,459 (0)	5 (0)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	290 (0)	1 (0)
合計 (うち社外役員)	4,749 (0)	6 (0)

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4 会社役員に関する事項 (3)取締役の報酬等」に記載しております。

3 新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤原弘之	CEO
取締役専務執行役員	金重利彦	営業部門担当兼国内営業本部長
取締役常務執行役員	黒瀬芳和	エンジニアリング事業部、安全衛生部担当 品川口コー株式会社代表取締役社長
取締役常務執行役員	山下寛文	管理部門、情報システム部、経営企画部、国内関係会社担当
取締役常務執行役員	小形昌徳	生産部門、技術研究所、技術部担当 品川ファインセラミックス株式会社代表取締役社長
取締役(常勤監査等委員)	市川一	
取締役(監査等委員)	豊泉貴太郎	日本生命保険相互会社社外監査役 三菱石油株式会社社外監査役
取締役(監査等委員)	佐藤正典	丸善雄松堂株式会社社外監査役
取締役(監査等委員)	中島茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)豊泉貴太郎、佐藤正典、中島茂の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)市川一氏は、長年にわたり経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役(監査等委員)豊泉貴太郎、中島茂の両氏は、弁護士として会社法はもとより企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
取締役(監査等委員)佐藤正典氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)豊泉貴太郎、佐藤正典、中島茂の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 当社は、執行役員制度を採用しており、藤原弘之、金重利彦、黒瀬芳和、山下寛文、小形昌徳の各氏が執行役員を兼務しております。
5. 当期中の取締役の異動は、次のとおりであります。
- (1) 2021年6月29日開催の第187回定時株主総会において、取締役として藤原弘之、山下寛文、小形昌徳の各氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 2021年6月29日開催の第187回定時株主総会終結の時をもって、取締役岡弘、斎藤敬治、加藤健の各氏が退任いたしました。
6. 当社と各取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
7. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、監査等委員会の決議により、市川一氏が常勤の監査等委員として選定されております。

8. 取締役(監査等委員)豊泉貫太郎氏が社外監査役を務める三愛石油株式会社は、2022年4月1日付で三愛オブリ株式会社へ社名変更しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因した損害賠償請求にて被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補の対象としないこととしております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、コーポレートガバナンス・ガイドライン（2022年4月1日よりコーポレートガバナンス基本方針に変更）において、「取締役・執行役員報酬等については、別に定める『取締役・執行役員報酬規定』により、報酬と当社の業績及び株主利益との連動性を高めることにより、報酬の透明性、公正性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案し、適切に設定する。」と定めております。

また、当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際して、監査等委員会は当該決定方針が相当であると判断しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1) 取締役（監査等委員を除く）の報酬に関する方針

当社では、2020年6月をもって取締役（監査等委員を除く）の取締役退職慰労金制度を廃止し、基本報酬と退職慰労金で構成される報酬体系を、月俸・賞与・譲渡制限付株式報酬に再構成する役員報酬制度の見直しを実施いたしました。

当該役員報酬制度の見直しにあたり、固定報酬と業績連動報酬のバランス等を勘案しつつ、柔軟に取締役の報酬制度を設計するために、資格別に月額報酬及び賞与を支給することとしました。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬を導入しております。

なお、当該役員報酬制度の見直しにより、月額報酬：賞与：株式報酬の割合が、社長で概ね75%：15%：10%になるように設定しています。

2) 監査等委員である取締役の報酬に関する方針

監査等委員である取締役についても、2020年6月をもって取締役退職慰労金制度を廃止し、基本報酬と退職慰労金で構成される報酬体系を、月俸と譲渡制限付株式報酬（社外取締役を除く）に再構成する役員報酬制度の見直しを実施いたしました。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給額 (百万円)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	8 (0)	132 (-)	32 (-)	17 (-)	182 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4 (3)	56 (34)	- (-)	1 (-)	57 (34)
合計 (うち社外役員)	12 (3)	188 (34)	32 (-)	18 (-)	239 (34)

- (注) 1. 上表には、2021年6月29日開催の第187回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は単体経常利益であり、その実績は前々年度の単体経常利益62億円及び前年度の単体経常利益47億円であります。当該指標を選択した理由は、「報酬と当社の業績及び株主利益との連動性を高めることにより、報酬の透明性、公正性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案する」ためであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して単体経常利益 (億円) ÷ 40 を乗じたもので算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において年額280百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、5名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において、株式報酬の額として年額23百万円以内、株式数の上限を年23千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、5名です。
5. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、4名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において、株式報酬の額として年額3百万円以内、株式数の上限を年3千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、4名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先、兼職内容及び当該他の法人等との関係
取締役 監査等委員	豊 泉 貴太郎	日本生命保険相互会社社外監査役 日本生命保険相互会社は当社株式の1.5%を所有しております。また、当社は同社との間に年金資産の運用委託等の取引関係等の取引関係があります。
		三菱石油株式会社（現 三菱オプリー株式会社）社外監査役 当社と三菱石油株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	佐 藤 正 典	丸善雄松堂株式会社社外監査役 当社と丸善雄松堂株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	中 島 茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役 当社と日精エー・エス・ビー機械株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
豊 泉 貴太郎	当事業年度開催した取締役会12回のうち10回に出席しております。また、当事業年度開催した監査等委員会13回のうち12回に出席しております。いずれも弁護士としての専門的見地に基づき積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
佐 藤 正 典	当事業年度開催した取締役会12回のうち12回に出席しております。また、当事業年度開催した監査等委員会13回のうち13回に出席しております。いずれも公認会計士としての専門的見地に基づき積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
中 島 茂	当事業年度開催した取締役会12回のうち12回に出席しております。また、当事業年度開催した監査等委員会13回のうち13回に出席しております。いずれも弁護士としての専門的見地に基づき積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬	60百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	99百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の額に同意しました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

そのほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の信頼性・適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制整備

当社は、「取締役（監査等委員である取締役（以下監査等委員という）を除く。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制」として以下を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会で決議しております。

- ① 取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 企業行動憲章を制定し、経営者が繰り返しその精神を当社及び子会社から成る企業集団の全従業員に伝えることにより、法令順守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。
 - 2) 内部統制委員会を設置し、当社及び子会社各社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部統制委員会は取締役、執行役員及び常勤の監査等委員の内から構成し、事務局を設置する。
 - 3) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のコンプライアンスの推進状況について監査する。
 - 4) 内部統制委員会は、コンプライアンスの推進状況及び監査の結果を定期的を取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - 5) 法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内規則に則り、適切に文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 内部統制委員会は、当社及び子会社各社のリスクマネジメントの取り組みを横断的に統括する。
 - 2) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のリスクマネジメントの推進状況について監査する。
 - 3) 内部統制委員会は、リスクマネジメントの推進状況及び監査の結果を定期的を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

 - 1) 取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 - 2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。

- 3) 各部門を担当する取締役または執行役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。
 - 4) 管理部門担当取締役は月次の業績につき、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告する。
 - 5) 取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
 - 6) 取締役会の諮問機関として、取締役会が選定した取締役からなる委員で構成、その過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、取締役候補の指名、取締役の報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体にわたる内部統制の構築を目指し、当社及び子会社各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
そのため、当社取締役、執行役員、事業所長及び子会社社長は、当社各部門及び子会社各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。
当社の内部統制委員会は、当社及び子会社の内部統制に関する監査を実施し、その結果を当社各部門及び子会社各社の責任者に報告すると共に、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
 - 2) 当社は、子会社各社の一定の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、関係会社管理規程により当社の機関決定までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等に定めた決定手続き等により、審議・決定し、また報告を受ける。
 - 3) 関係会社担当取締役・執行役員は、関係会社管理規程に基づき当社のシステムに則った子会社各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの体制整備と、効果的かつ効率的な職務の執行に関して子会社社長に指示・助言を行うと共に、子会社各社の推進状況を監督する。
 - 4) 当社グループのサステナビリティをめぐる課題を解決すべく、代表取締役社長を委員長としたサステナビリティ委員会を設置し、SDGs及びESG投資等サステナビリティ経営を推進、取締役会に定期的にその状況を報告する。
 - 5) 当社の内部監査室は、当社及び子会社各社の業務の有効性・効率性並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの実施状況について監査する。

- ⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 1) 監査等委員会事務局に専任者を置き、監査等委員会は、その運営、監査業務の補助を行わせる。
 - 2) 監査等委員会が求めた場合の監査等委員の職務を補助する使用人は内部監査室員の内より選出し、監査等委員の指示を確実に遂行するものとする。
 - 3) 監査等委員の職務を補助する使用人の異動については、監査等委員会の意向を踏まえた上で決定する。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、必要に応じまたは監査等委員会の要請に応じ、監査等委員会に対して職務の執行状況を報告する。
 - 2) 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告する。
 - 3) 内部統制委員会は、監査等委員会に対して当社及び子会社から成る企業集団全体に重大な影響を及ぼす事項、内部統制に関する監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインに関する状況を速やかに報告する。
 - 4) 監査等委員会が必要と判断した事項については取締役、執行役員及び使用人が速やかに報告する。
- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
- 当社は、コンプライアンス・ホットラインへの連絡相談者及び監査等委員会への報告者については不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払または償還に応じる。
- ⑩ その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制システム基本方針」に基づき、取締役及び常勤の監査等委員で構成する内部統制委員会にコンプライアンス委員会・リスクマネジメント委員会を設け、内部統制システムの整備・運用にあたっています。また「コーポレートガバナンス・ガイドライン（2022年4月1日よりコーポレートガバナンス基本方針に変更）」を定め、ガバナンス体制のさらなる強化を図っています。当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

① コンプライアンス

当社及び子会社の役職員の行動規範として定められた「品川リフラクトリーズ行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」に従い、各種研修を実施し、「内部通報規定」により外部弁護士・常勤監査等委員等が受け付けるコンプライアンス・ホットライン窓口を社内報で毎号紹介するなど、コンプライアンス意識の醸成に努めております。

② リスクマネジメント

「リスクマネジメント基本方針」及び「リスク管理規程」に基づき、企業活動の継続的・安定的な推進を阻害する潜在的なリスクを最小化し、異常事態や緊急事態の発生への即応を可能とするため、定期的に重要リスクを評価し対策を定める活動を推進しています。また財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、グループ全体で有効かつ適切な内部統制を整備・構築し、継続的に改善の上運用しているかについて内部統制評価を実施いたしました。

③ 取締役会による監督等

当社取締役会は法令・定款等への適合性や経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績をレビューし改善策を検討する等合理的な経営判断に基づく取締役の業務執行の妥当性等について監督いたしました。

④ 監査等委員会による監査等

当社監査等委員会は監査方針・計画を協議決定し、常勤の監査等委員が経営会議に出席し取締役の業務執行を監督すると共に社外監査等委員と情報を共有しています。また代表取締役社長、会計監査人と意見交換を行うことにより、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の順守状況の監査を実施いたしました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築き上げたお客様・お取引先との信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取り組み等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取り組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討する上で重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様のためのために、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループは、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、耐火物関連事業、エンジニアリング事業及びその他関連事業において競争を勝ち抜くために、拡販とその背景となる顧客満足度の向上を最重要課題に掲げ、営業・生産活動に励むとともに、さらなるグローバル化を指向しグループとして事業規模の拡大を追求しております。特に設備と人材の基盤整備に注力しており、これらの基盤整備を車の両輪とし、安定した収益体制を確立することにより、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

さらに、当社グループは、株主、お客様・お取引先、地域社会、社員等多くのステークホルダーの期待・信頼に応えるべく、収益の拡大による経営基盤の強化を図る一方、社会の信頼を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。コーポレート・ガバナンスはそのための土台と考えております。当社は、経営理念に基づき適切な企業運営を行い、全てのステークホルダーの信頼をより確かなものとするため、高いコンプライアンス意識のもと、経営の透明性を確保し、公明正大かつ効率的で健全な経営の実践に向け、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実と効率的運用に努めるべく、2015年11月、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方・基本方針に相当する「コーポレートガバナンス・ガイドライン（2022年4月1日よりコーポレートガバナンス基本方針に変更）」を制定、翌2016年6月には監査等委員会設置会社の制度を採用し、独立性の高い社外取締役が過半数を占める監査等委員会が監査・監督を行うと共に、併せて執行役員制度を採用することにより、取締役会の活性化及び意思決定機能、監視・監督機能の一層の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に努めております。このような体制整備のほか、当社グループでは情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2020年5月14日開催の当社取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の継続を決議し、本対応方針の継続については、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

本対応方針は、当社株式等について20%以上となる買付行為等が行われる場合に、①当該買付者が当社取締役会に対して当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の可否について決議を行った後に当該買付行為を開始する、という大規模買付ルールを遵守を当該買付者に求める一方で、当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会への諮問を経た上で新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本対応方針の有効期間は2023年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までです。

本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.shinagawa.co.jp/news/index.html>）に掲載する2020年5月14日付ニュースリリースをご覧ください。

(4) 本対応方針に対する判断及びその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、(2)に記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	78,740	流動負債	39,400
現金及び預金	16,886	支払手形及び買掛金	15,274
受取手形、売掛金及び契約資産	35,570	電子記録債務	2,047
電子記録債権	2,561	短期借入金	10,360
商品及び製品	10,690	リース債務	26
仕掛品	3,551	未払金	4,185
原材料及び貯蔵品	8,445	未払費用	1,967
その他	1,057	未払法人税等	1,298
貸倒引当金	△24	未払消費税等	275
		賞与引当金	1,449
固定資産	40,969	環境対策引当金	1,421
有形固定資産	29,328	工事損失引当金	39
建物及び構築物	10,966	役員賞与引当金	197
機械装置及び運搬具	8,145	その他	857
土地	8,621	固定負債	17,070
リース資産	78	長期借入金	12,416
建設仮勘定	875	リース債務	52
その他	640	繰延税金負債	1,299
無形固定資産	741	役員退職慰労引当金	283
投資その他の資産	10,899	環境対策引当金	38
投資有価証券	7,148	退職給付に係る負債	2,196
繰延税金資産	337	長期預り保証金	469
退職給付に係る資産	2,484	資産除去債務	102
その他	1,134	その他	213
貸倒引当金	△205	負債合計	56,470
資産合計	119,710	(純資産の部)	
		株主資本	58,301
		資本金	3,300
		資本剰余金	419
		利益剰余金	54,847
		自己株式	△265
		その他の包括利益累計額	1,868
		その他有価証券評価差額金	1,630
		為替換算調整勘定	481
		退職給付に係る調整累計額	△241
		繰延ヘッジ損益	△1
		非支配株主持分	3,069
		純資産合計	63,239
		負債純資産合計	119,710

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		110,784
売上原価		86,227
売上総利益		24,556
販売費及び一般管理費		14,449
営業利益		10,107
営業外収益		
受取利息	29	
受取配当金	256	
為替差益	294	
保険配当金	57	
助成金収入	29	
持分法による投資利益	38	
その他	254	960
営業外費用		
支払利息	95	
固定資産税	30	
連結子会社株式取得費用	160	
その他	65	351
経常利益		10,716
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	15	
違約金収入	685	
その他	0	709
特別損失		
固定資産処分損	279	
減損損失	63	
環境対策引当金繰入額	1,410	
環境対策費	164	
その他	93	2,011
税金等調整前当期純利益		9,413
法人税、住民税及び事業税	2,127	
法人税等調整額	473	2,600
当期純利益		6,813
非支配株主に帰属する当期純利益		1,504
親会社株主に帰属する当期純利益		5,308

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 期首残高	3,300	5,157	51,089	△280	59,267
会計方針の変更による 累積的影響額			△55		△55
会計方針の変更を反映した 2021年4月1日 期首残高	3,300	5,157	51,034	△280	59,211
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,495		△1,495
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,308		5,308
自己株式の取得				△0	△0
譲渡制限付株式報酬		2		15	18
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△4,740			△4,740
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△4,738	3,812	15	△910
2022年3月31日 期末残高	3,300	419	54,847	△265	58,301

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累計額	繰延ヘッジ 損益	その他の包括 利益累計額合計		
2021年4月1日 期首残高	1,807	△36	△357	－	1,413	9,653	70,333
会計方針の変更による 累積的影響額							△55
会計方針の変更を反映した 2021年4月1日 期首残高	1,807	△36	△357	－	1,413	9,653	70,278
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,495
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,308
自己株式の取得							△0
譲渡制限付株式報酬							18
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							△4,740
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△177	518	115	△1	455	△6,584	△6,128
連結会計年度中の変動額合計	△177	518	115	△1	455	△6,584	△7,038
2022年3月31日 期末残高	1,630	481	△241	△1	1,868	3,069	63,239

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	50,746
現金及び預金	7,425
受取手形	1,434
電子記録債権	1,320
売掛金	25,171
契約資産	70
商品及び製品	6,630
仕掛品	2,363
半成品	37
原材料及び貯蔵品	4,418
前払費用	48
未収入金	1,556
関係会社短期貸付金	166
その他	109
貸倒引当金	△6
固定資産	45,319
有形固定資産	18,149
建物	6,917
構築物	435
機械及び装置	3,708
車両運搬具	194
工具、器具及び備品	190
原料地及び山林	166
土地	5,857
建設仮勘定	677
無形固定資産	330
ソフトウェア	319
その他	11
投資その他の資産	26,839
投資有価証券	5,745
関係会社株式	17,769
関係会社出資金	965
関係会社長期貸付金	168
前払年金費用	1,908
その他	388
貸倒引当金	△107
資産合計	96,066

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	29,882
電子記録債務	1,726
買掛金	11,421
短期借入金	8,930
未払金	3,698
未払費用	989
未払法人税等	498
未払消費税等	153
前受金	44
賞与引当金	651
環境対策引当金	1,421
工事損失引当金	39
役員賞与引当金	197
その他	111
固定負債	15,211
長期借入金	11,800
繰延税金負債	1,350
退職給付引当金	1,310
役員退職慰労引当金	202
環境対策引当金	36
長期預り保証金	258
資産除去債務	102
長期末払金	149
負債合計	45,093
(純資産の部)	
株主資本	49,545
資本金	3,300
資本剰余金	5,034
資本準備金	635
その他資本剰余金	4,398
利益剰余金	41,475
利益準備金	825
その他利益剰余金	40,650
固定資産圧縮積立金	1,851
別途積立金	5,000
繰越利益剰余金	33,799
自己株式	△265
評価・換算差額等	1,427
その他有価証券評価差額金	1,428
繰延ヘッジ損益	△1
純資産合計	50,972
負債純資産合計	96,066

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		76,120
売上原価		63,902
売上総利益		12,218
販売費及び一般管理費		7,410
営業利益		4,808
営業外収益		
受取利息	2	
有価証券利息	0	
受取配当金	1,035	
為替差益	239	
その他	97	
		1,373
営業外費用		
支払利息	51	
固定資産税	21	
その他	31	
		104
経常利益		6,076
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	15	
違約金収入	685	
		705
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	82	
減損損失	59	
環境対策引当金繰入額	1,410	
環境対策費	164	
災害による損失	11	
		1,730
税引前当期純利益		5,052
法人税、住民税及び事業税	617	
法人税等調整額	574	
当期純利益		3,860

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			繰越利益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2021年4月1日 期首残高	3,300	635	4,396	825	1,951	5,000	31,389	△280	47,218	
会計方針の変更による 累積的影響額							△54		△54	
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,300	635	4,396	825	1,951	5,000	31,334	△280	47,163	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の積立					0		△0		－	
固定資産圧縮積立金の取崩					△100		100		－	
剰余金の配当							△1,495		△1,495	
当期純利益							3,860		3,860	
自己株式の取得								△0	△0	
譲渡制限付株式報酬			2					15	18	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	2	－	△100	－	2,464	15	2,381	
2022年3月31日 期末残高	3,300	635	4,398	825	1,851	5,000	33,799	△265	49,545	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 へ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日 期首残高	1,564	－	1,564	48,782
会計方針の変更による 累積的影響額				△54
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,564	－	1,564	48,727
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				△1,495
当期純利益				3,860
自己株式の取得				△0
譲渡制限付株式報酬				18
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△135	△1	△136	△136
事業年度中の変動額合計	△135	△1	△136	2,245
2022年3月31日 期末残高	1,428	△1	1,427	50,972

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

品川リフラクトリーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 岩出 博 男
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 芦 川 弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、品川リフラクトリーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 連結注記表の企業結合に関する注記に記載されているとおり、会社は連結子会社であるインソライト工業株式会社の完全子会社化を目的として、2021年12月23日開催の取締役会において、同社の普通株式を金融商品取引法による公開買付けにより取得することを決議し、本公開買付けは2022年2月17日をもって終了した。その後、会社は会社法第179条第1項の規定に基づき株式売渡請求を実施し、2022年3月31日付で同社を完全子会社としている。

2. 連結注記表の重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は2022年5月12日開催の取締役会において、Compagnie de Saint-Gobainの子会社からブラジルにおける耐火物事業及び米国における耐摩耗性セラミックス事業を譲り受けることを決議し、同日付で株式譲渡契約及び資産譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

品川リフラクトリーズ株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 岩出 博 男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 芦川 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第188期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 個別注記表の企業結合に関する注記に記載されているとおり、会社は連結子会社であるインソライト工業株式会社の完全子会社化を目的として、2021年12月23日開催の取締役会において、同社の普通株式を金融商品取引法による公開買付けにより取得することを決議し、本公開買付けは2022年2月17日をもって終了した。その後、会社は会社法第179条第1項の規定に基づき株式売渡請求を実施し、2022年3月31日付で同社を完全子会社としている。
2. 個別注記表の重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は2022年5月12日開催の取締役会において、Compagnie de Saint-Gobainの子会社からブラジルにおける耐火物事業及び米国における耐摩耗性セラミックス事業を譲り受けることを決議し、同日付で株式譲渡契約及び資産譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、定期的に事業の報告を求めるとともに、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

品川リフラクトリーズ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 市川 一 ㊟

監査等委員 豊泉 貴太郎 ㊟

監査等委員 佐藤 正典 ㊟

監査等委員 中島 茂 ㊟

(注) 監査等委員豊泉貴太郎、佐藤正典及び中島茂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

新型コロナウイルス感染症への対応について

- ・感染拡大防止のため、書面またはインターネットによる議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえマスク着用などの感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第188回定時株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー6階 ステーションコンファレンス東京605号会議室
- 下 車 駅 東京駅（JR各線、東京メトロ丸ノ内線）
大手町駅（東京メトロ東西線、東京メトロ丸ノ内線、
東京メトロ千代田線、都営地下鉄三田線）

